

大規模災害協定に基づく連絡会（大島ブロック）議事録

場 所：大島支庁 4F 中会議室

期 日：平成 29 年 5 月 11 日（水）13：30～14：20

参加者：大島支庁 上大田建設部長 島田建設課長
 中山技術補佐(兼)道路維持係長 笠井道路建設係長
 東河川砂防災害対策係長 蒲地河川港湾係長
 寺園技術調整係長 若松技術主査 上田橋技師
喜界事務所 小野建設係長
徳之島事務所 河野建設課長 野添技術主幹兼河川港湾係長
沖永良部事務所 谷口建設課長
測量設計業協会 安永会長 西川監事
 連絡責任者（正）大亜測量設計 寺原
 連絡責任者（副）三州技術コンサルタント 徳松、戸田
参加企業 久永コンサルタント 里

会議資料

大島支庁、協会より

大規模災害時の支援協力に関する連絡会（大島ブロック）〔測量設計業協会〕会次第

議事録

1. 開会あいさつ

【大島支庁 上大田建設部長】

大規模災害時支援協力連絡会に出席していただきまして誠にありがとうございます。大規模災害時の連絡体制体制及び支援協力範囲の確認で年 1 回開催しております。大島では、平成 22 年大規模な災害時、速やかに測量等調査に入って被害状況の把握をしていただき、改めて感謝申し上げます。

昨年は、熊本地震、台風 16 号の関係で大隅半島は甚大な被害を受けました。奄美も間もなく梅雨入りとなります。万が一災害が発生した場合は、我々職員は、一般住民への対応、交通ルートの確保、応急的な復旧等の事務に追われますので皆さんのご協力が不可欠であり、引き続きご協力をお願いします。

また、あわせてこの会が有意義な会になりますことを祈念して挨拶とします。よろしくをお願いします。

2. 議題

【進行役 大島支庁 寺園技術調整係長】

(1) 平成 29 年度の連絡体制について

① 大島支庁の連絡体制について

【大島支庁 若松技術主査】

・資料 P3 に基づき大島支庁の平成 29 年度の支援協力の連絡体制について説明

連絡体制表は大島支庁建設部、各事務所の代表電話と FAX を記載しております。その下に、大島支庁建設部においては建設部長から技術調整係まで支庁管内における各事務所の係長以上の職員について記載しています。各係の電話番号と各事務所の代表のメールアドレスを記載しています。よろしくお願いします。

② 測量設計業協会の連絡体制について

【測量設計業協会 西川監事】

・資料 P5 に基づき平成 29 年度の大島ブロックにおける連絡体制について説明

最初に修正がございます。応援支援の箇所で連絡責任者（正）の西川が寺原となります。大規模災害時に大島支庁建設部長から協会に支援要請があった場合は、協会から応援支援協力業者 31 社が協力可能なかの再確認を行い、調査協力できる会社を連絡して、速やかに被災調査を行う流れで考えています。

(2) 大島支庁管内の公共土木施設等の状況について

【大島支庁 若松技術主査】

・支庁管内の公共土木施設の状況を説明。（資料 P6, 7）

道路・・・29 路線 569 km

河川・・・51 河川 142 km

砂防・・・砂防指定地 206 箇所 急傾斜地崩壊危険区域 134 箇所
地すべり防止地区 11 箇所

海岸・・・海岸保全区域 64 地区 81km

港湾・・・名瀬港（重要港湾）1 箇所 地方港湾 6 箇所

漁港・・・第 4 種 5 箇所

・各事務所の公共施設等の台帳保管状況を説明。（資料 P8）

(3) 支援協力の範囲及び災害時の被害状況調査の内容について

①協定書(P9,10)・実施要領(P11~13)・留意事項 (P 14,15) について

【大島支庁 若松技術主査】,

協定書第 1~11 条 (P16~20) に基づき説明

・第 1 条【目的】

被害状況の速やかな把握を目的とする。

現有公共土木施設のみならず、新たに公共土木施設の設置が予想される災害箇所も支援協力の対象とする。

支援協力の期間は災害発生時から災害報告までの期間。

・第 2 条【対象となる大規模災害】

鹿児島県災害対策本部が設置された場合、その他前号と同程度の災害で、甲が乙の支援協力を必要であると認めた場合。

公共土木施設等に広範囲又は大規模な被害が発生したとき、その他災害に関する情報収集を緊急に実施する必要があるとき。

・第 3 条【支援協力の内容】

公共土木施設等の被災情報の収集及び甲に対する報告（目視等による調査、写真撮影、概略図の作成）費用を伴わない範囲での技術的助言。

レベルやトランシット等の機器を用いることなく、目視や巻尺・ボールを使用した簡易な調査による被害状況調査程度を原則とし、概要図(ポンチ絵)等で記録する。

・第 4 条【支援協力の要請】

支援協力を要請する必要があると認められたとき書面により協力を要請することができる。

協力要請の方法等については、書面をもって要請することが困難又は緊急やむを得ない場合は、口頭、ファックス又は電子メールで要請し、その後、速やかに書面で要請するものとする。

支援協力と指名選定との関係について、乙は、社会貢献(ボランティア)活動の一環として支援協力を行うことから、甲は、災害測量設計委託の指名選定に当たり、支援協力を行った者に対する配慮は行わない。

・第 5 条【調査の実施及び報告】

乙は要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、応諾後、直ちに調査を実施する者を選定し、報告するとともに速やかに被害箇所の調査を実施し、その調査結果を甲に報告する。

支援要請に基づき調査を実施する際は支援協力要請に基づく協会の活動であることを明らかにするため、協会が発行する身分証明書を携帯するとともに腕章を着用するものとする。

報告内容等

- 1) 調査日時
- 2) 調査した場所及び路線・河川名等
- 3) 被災状況(被災箇所平面、横断、写真等)
- 4) 調査した者及び連絡先
- 5) その他報告を必要とする事項

調査実施上の注意事項、調査を開始する前に各地域振興局担当者と打合せを行い、調査対象施設、調査範囲の確認を行うこと。

・第6条【経費の負担】

調査の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

・第7条【調査の連絡体制】

本協定に基づく調査の連絡体制を定める。

・第8条【損害賠償】

当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、業務従事者を雇用する乙の会員の責任において行うものとする。

・第9条【実施要領】

この協定に基づく調査の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

・第10条【協定の効力】

協定の効力については協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとする。

・第11条【その他】

この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

① 大規模災害時の支援協力に関する協定（経緯）等について

【測量設計業協会 西川監事】

- ・資料 P 31 で協定締結、支援協力要請、支援協力連絡会の開催（H29.5.11）、災害対応講習会の開催（H29.4.17）について説明
- ・災害対応講習会の受講修了者のみ身分証・腕章を配布し、支援協力に携わることができることになっております。

(4) 意見交換会

①平成 28 年度大隅地域振興局管内の事例について

【測量設計業協会 安永会長】

- ・昨年 9 月 20 日台風 16 号により、大隅地方中心に大規模災害が発生し、協会に災害支援の要請がありました。経緯は、巻末資料の測協・建コン鹿児島広報誌の P19 の【経緯】で説明する。

災害支援を対応する場合の連絡方法は、①連絡責任者 2 名が地域振興局で被災の内容、規模等の状況確認の打合せを行う。②地域振興局単位で主たる事業所に登録してある会社（地元）から先に声掛けを行います。その次に、あいうえおの昇順、降順で振興局毎に毎年変えて公平に決めております。③管内図で範囲、数を確定し、各社に割り当てを行います。

② その他意見について

【県側質問】

- ・平成 28 年の災害対応はスムーズに実施できましたか。

回答【測量設計業協会 安永会長】

- ・活動はスムーズに行っております。問題点がないか協会でアンケートを取っております。今後、本課に相談をお願いしたいと思っております。
- 問題点は、台帳図面について技術センターにあれば直接いただければと思います。今後は、ドローンをどのように活用していくかが課題であります。

【県側質問】

- ・ドローンを使用すれば調査は楽になりますか。

回答【測量設計業協会 安永会長】

- ・崩れている状況の確認はできるが、規模、延長等の把握はできない。
- ・長崎県では、スマートフォンを用いてリアルタイムに災害の状況を報告（GIS ソフト活用）し、砂防課の地図に載せ込み、県の職員が瞬時に災害状況、場所の確認ができるシステムを運用している。協会としては県にその話を持ち上げ、検討していただけるよう働きかけております。

【県側質問】

・公共土木施設災害の協定を結んでおりますが、農政、林務、その他市町村とは災害協定は結ばれていないのですか。

回答【測量設計業協会 安永会長】

・九州協議会、静岡県とは協定を結んでおります。昨年、土地改良の施設災害で曾於市、鹿屋市から直接協会に要請がありました。受益者負担があるので要請が遅れてきます。

3. 閉会あいさつ

【測量設計業協会 安永会長】

・備えあれば、憂いなし、備えがあっても備えたことの半分しかできないと認識しております。協会員の方にご理解をきちんと頂いております。万が一の時、我々協会も御一緒に対応させていただきという所存であります。

—以上—